

令和4年第4回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年4月11日(月) 午後1時30分から午後3時05分
- 2 場 所 菊池市役所 3階「305大会議室」
- 3 出席委員 1番/笹本一人 2番/米村俊春 3番/井藤弘樹 4番/加藤浩行
5番/川口五月 6番/丸山利明 7番/宮本洋子 8番/高山悦子
9番/西口陽二郎 10番/高木洋一 11番/東 博己 12番/吉良至誠
13番/徳永久美 14番/坂本忠弘 15番/松岡 忠 16番/中山真由美
17番/青木孝博 18番/森 政喜 19番/古庄正治
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 (本 庁) 吉田 武、菊永圭一、望月睦美、近藤孝雄
(七城分室) 近藤健志
(旭志分室) 坂本健誠
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 農地法第4条許可申請について
議案第4号 農地法第5条許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画(案)について
議案第6号 非農地証明願について
報 告 ①土地改良届出について
②合意解約について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。

まず、今年度の最初の総会であり、事務局の職員の方が、4月1日付けで人事異動が

あっておりますので、事務局員の紹介をさせていただきます。

私、2年目の吉田です。よろしくお願いします。

順次、自己紹介とさせていただきます。「所属と氏名」～

本日は、19名、全員の農業委員さんの出席を頂いております。『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和4年第4回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号10番／高木洋一委員と議席番号11番／東博己委員を指名させていただきます。よろしくお願いします。

《 議案審議 》

会 長) それでは、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第1号／新規就農について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件でございまして、2ページから3ページが『農業計画書』となっております。まず、2ページをご覧ください。申請者の住所・氏名、1申請の理由、2過去の農業従事状況、3取得等予定候補地における事業計画、4目標年次における経営面積、開けていただいて、3ページの5家族、6農業用機械の保有状況等、7作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。先般、3月30日に、丸山会長をはじめ、担当農業委員と担当推進委員、事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、まず、担当の米村委員よりご意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。3月30日に本人と会長と事務局と私と推進委員とで面談を行っております。申請人は、高齢の両親を介護しながら農業をしたいとのことです。また、熊本市から菊池市に移住を予定しているとのことです。まだ、機械等は揃っていませんが、近くの方から借りて耕作したいとのことです。畑は購入を予定されていて、さつま芋とイチジクを作りたいとのことです。また、田は、借りて水稻を作付けしたいとのことです。皆様方のご審議の方をよろしくお願いします。

会 長)

ただ今、新規就農につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

高山悦子委員)8番の高山です。申請人は、勤務を続けながら農業をされるということでしょうか。

米村俊春委員)週3日ほど、勤めながら農業をしたいとのことですか。

高山悦子委員)8番の高山です。農地の場所と住まいと勤務先の場所を知りたいのですが。

米村俊春委員)勤務先の場所は、分かりません。

高山悦子委員)8番の高山です。両親を介護しながら勤務しながら農業まで可能なのかということで、勤務先の場所を聞いたところです。

事務局)耕作面積が田、畑で約30アールで、水稻、芋、いちじくを栽培することなので、そんなに手はかからないのではないかと思います。兼業出来る作物ではないかと思われます。

会 長)来月の農業委員会総会で、今の案件の補足説明をお願いします。

会 長)他、何か質問等ありませんか。

(質問・意見なし)

会 長)意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長)ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長)議案第2号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。4ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転9件、賃貸借権設定2件、使用貸借権設定1件、地上権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますの

で、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 説明に入ります前に、今月の案件は農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。5ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員) 5番の川口です。4月3日に推進委員と現地を確認しました。譲渡人は高齢のため管理が困難となり、譲受人さんの近くの農地であり、相互合意による売買です。ここには、田を植えるとのこと。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の2番について、説明をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。先ほどの新規就農者が畑を購入されて、イチジクとか芋を作付けされる予定です。相互合意による売買で何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の3番について、説明をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。譲受人の方が譲渡人の農地を借りられておりましたが、譲渡人が購入して欲しいとのことによる相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の4番と5番は関連しておりますので、一括して説明

をお願いいたします。

事務局) 4番と5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番と5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員) 9番の西口です。譲渡人と譲受人は、親子の関係で、親から子への贈与になります。また、この農地には、水稻を作付けされるとのことです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の6番について、説明をお願いいたします。

事務局) 6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3番の井藤です。譲渡人は、母親と一緒に耕作されておりましたが、手が廻らなくなったことによる相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の7番について、説明をお願いいたします。

事務局) 7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。譲渡人、譲受人の相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の8番について、説明をお願いいたします。

事務局) 8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

森政喜委員) 18 番の森です。譲渡人は旧菊池市の方で、譲受人は泗水の方です。兄弟関係で、兄から妹への贈与です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の 9 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 9 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 9 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂本忠弘委員) 14 番の坂本です。この農地は、3 人姉妹の名義になっていて、今回、その 1 人の方に贈与されるとのことです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の 1 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 8 ページをご覧ください。賃貸借権設定の 1 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2 番の米村です。借受人は、先ほどの新規就農者で、相互合意による賃貸借です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に賃貸借権設定の、2 番について説明をお願いいたします。

事務局) 次に 2 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3 番の井藤です。借受人は、お住まいは合志市ですが、実家は泗水町で酪農をされています。相互合意による賃貸借で、この農地には、野菜を作付けされるとのことです。何ら問題ないかと思われれます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の、1 番について説明をお願いいたします。

事務局) 9 ページです。使用貸借権設定の 1 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。この案件は、営農型太陽光発電施設の下部農地に係る使用貸借です。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員) 15 番の松岡です。営農型太陽光発電施設の下部農地に係る使用貸借で、相互合意による貸借で、下部農地には、アシタバを作付けするとのこと。何ら問題ないかと思われ。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に地上権設定の、1 番について説明をお願いいたします。

事務局) 10 ページです。地上権設定の 1 番です。被設定人、設定人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。この案件は、先ほどの使用貸借権設定の 1 番と同じ場所になります。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員) 15 番の松岡です。先ほどの使用貸借権設定の場所のところですが、営農型太陽光発電施設に伴う地上権設定です。昨年 8 月に住民説明会も済んでいるとのこと。何ら問題ないかと思われ。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 農地法第 3 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山悦子委員) 8 番の高山です。9 ページ、10 ページで使用貸借と地上権設定で借受人さんと地上権設定者が違っているのは、どういうことですか

事務局) 9 ページは、パネルの下に作物を作る人、10 ページは、パネルの空間地利用で地上権設定をする人になります。

高山悦子委員) 8 番の高山です。今までも営農型はこのようなケースでしたか。

会 長) 営農型は、作物を作る人とパネルを設置する業者さんは、同一の場合とそれぞれ違う場合の 2 パターンがあります。

高山悦子委員)8番の高山です。トラブルがあった時に対応するのは、どちらですか。

会 長) 作付けをされる方になります。作付けがきちっとしていなければ、次の再許可の時に問題が生じることになります。

坂本忠弘委員)14番の坂本です。この件は、3年ごとに再許可ということでよろしいでしょうか。

事務局)3年間の一時転用になるので、3年後に更新という形になるかと思えます。反収が、8割以上の条件があるので、そこは、加味する必要があります。

会 長)他に、質問等ないでしょうか。

(質問・意見なし)

会 長)意見も無いようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長)ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長)議案第3号／農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。11ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、4件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長)それでは、1番について説明をお願いいたします。

事務局)12ページをご覧ください。1番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から北西に約1,2kmの位置にある農地です。県道菊池鹿北線から東に約600mの土地です。農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になります。転用目的は、農家住宅であり、第1種農地の不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し許可可能です。位置図、現況写真につきましてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木洋一委員) 10 番の高木です。4 月 6 日に丸山会長をはじめ、推進委員、事務局とで現地を確認しました。場所は菊池北小から南西に約 1,300m のところです。申請人は、住み慣れた家が老朽化し、進入路が狭く、農機具の出し入れも大変なことから、この土地に農家住宅を計画されたようです。ただ、この農地は、農振地域であったため、外すのに、時間を要したようです。この土地に住宅、農作業場、農機具倉庫を建設予定です。また、被害防除としましては、周辺農地に迷惑がかからないように、充分配慮し、もし、被害があった場合は、責任をもって対処するとのことです。給水は、市の上水道を利用し、排水は合併浄化槽を設置し、既存の水路に放流とのことです。また、区長の同意もとっております。雨水については、浸透柵を設置し、オーバーフロー分は、既存の水路に放流とのことです。問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2 番について説明をお願いいたします。

事務局) 2 番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で黄色で着色した菊池市役所から南東に約 3.5km の位置にある農地です。農地区分につきましては、農振農用地区域ですが転用目的が羊小屋であり、農業用施設用地に用途区分の変更がされていることから転用は可能です。

位置図、現況写真につきましてはスクリーンをご覧ください。

なお、転用現地調査時にクヌギが植えてありましたので、始末書を提出してもらっております。

会 長) 2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2 番の米村です。場所は JA 菊池河原堆肥舎センターから西に約 400m のところです。羊小屋を建てるとのことです。この羊を育てていた方が亡くなられたため、引き継いで育てるとのことです。この農地には、クヌギが植えてありましたが、このクヌギを伐採して、羊小屋を建てるとのことです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、3 番について説明をお願いいたします。

事務局) 3 番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で黄色で着色した菊池市七城支所から北東に約 450m の位置にある農地です。農地区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから第 1 種農地

になります。転用目的は、宅地拡張であり、第1種農地の例外規定の既存施設の面積の2分の1を超えない拡張にあたるため許可可能です。

位置図、現況写真につきましてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員) 13番の徳永です。場所は、羽根木公民館から南西に約150mのところですか。今回の申請については、始末書が添付されており、既に宅地の一部になっています。申請場所は、昭和40年頃に圃場整備がされており、宅地と一体で利用していたことから農地とは、知らなかったとのこと。雨水は、自然浸透ですが、地元同意もとられております。無断転用ではありますが、本人も反省されておりますので、転用はやむおえないと思われれます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、4番について説明をお願いいたします。

事務局) 4番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で黄色で着色した菊池市旭志支所から北東に約2.4kmの位置にある農地です。農地区分につきましては、農振農用地区域ですが転用目的が牛舎等であり、農業用施設用地に用途区分の変更がされていることから転用は可能です。

位置図、現況写真につきましてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員) 12番の吉良です。4月6日に丸山会長、推進委員、事務局とで現地調査をしました。申請者は、育牛の一環経営を両親と共に法人化してされておられます。今回、経営の中に酪農も取り入れて事業拡大されます。育牛畜舎に隣接して新たに酪農畜舎を建設したいとのこと。申請者の奥さんは酪農を手伝っていたことから酪農のノウハウは充分にあり、スムーズに酪農が進められると思われれます。申請地は、集落の畜産団地の中にあり、周りの同意もとってあり、排水対策をきちっとしてあり、何ら問題はないかと思われれます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、1番を除く案件について何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山悦子委員) 8番の高山です。2番の羊小屋は、何頭飼育されて、羊はどのような目的で飼育されますか。

事務局)予定では、30頭です。目的としては、7、8年前、北海道に研修の際、羊肉との出会いがあり、羊肉は比較的食べられているとのことで、食用としての飼育になります。

会 長)他に質問等ありませんか。

(質問・意見なし)

会 長)意見も無いようですので、1番を除く案件について許可相当することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長)ありがとうございます。全員挙手ですので、1番を除く案件については許可相当とすることに決定いたします。

会 長)次に、農地法第4条の1番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定されている「議事参与の制限」に該当される委員さんがいらっしゃいますので、退席していただきますようお願いいたします。

(該当委員(議席番号15番/松岡 忠委員)の退席確認)

会 長)それでは、農地法第4条の1番について、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長)意見もないようですので、農地法第4条の1番について、承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長)ありがとうございます。全員挙手ですので、1番については許可相当とすることに決定いたします。

会 長)退席された委員さんは、自席へお戻りください。

(該当委員(議席番号15番/松岡 忠委員)

次に、議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局) 議案第4号/農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。

13ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転9件、賃貸借権設定2件、使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 土地の所有権移転の1番です。14ページをご覧ください。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は、農業を営む個人で、田1,064㎡を取得し、農家住宅に転用する案件です。

なお、転用面積が、許可の一般基準の面積であります概ね1,000㎡を超えていますが、概要欄に記載のとおり、住宅用地として利用できない法面の面積、約160㎡が含まれていますので、転用面積は適正と認められます。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北東に約4.5kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員) 5番の川口です。譲受人は、雪野地区で養豚業を営まれております。今の住居は建て替えが必要になり、急傾斜地区の危険区域でもあり、とても狭くて、近くの土地を探しておられました。この土地は豚舎にも近く、給水は簡易水道、排水は合併浄化槽を設置され、既存水路に放流されます。雨水は、浸透枡を設置し、オーバーフロー分は既存水路に放流となります。区長や隣接者の同意もとられており、何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に所有権移転の2番と17ページの賃貸借権設定の2番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 土地の所有権移転の2番と賃借権設定の2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。所有権移転の転用者は、個人で、畑309㎡を取得して、貸しホテ

ル用地に転用する案件、賃借権設定の転用者は不動産等を営む法人で、ビジネスホテルに転用する案件です。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約**2.2 km**の位置にある農地です。農地区分は、上・下水道のある道路の沿道区域で、概ね**500m**以内に「菊之池保育園」と「たがみクリニック」がある農地であることから、第3種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 所有権移転の2番と賃借権設定の2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。申請地は、中西寺のケーズ電気の西側の農地です。今回、申請人は、出張、宿泊施設が足りないということでの申請です。トレーラーハウスということです。ビジネスホテル的には、33基の建設です。プラス、フロント、リネン、ランドリーが3基あり、合計で36基です。また、給排水施設は、市の施設を利用するとのこと。雨水は、浸透枳を40基を設置するとのこと。また、工事等で問題が生じた場合は、責任をもって対処するとのこと。また、6名の区長さんにも説明をされているとのこと。また、このトレーラーハウスは、菊池市では、初めてで、熊本県内では、八代市、宇城市に次いで3カ所目だそうです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に3番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は、不動産を営む法人で、田**385 m²**、畑**1,661 m²**の所有権を取得して、建築条件付売買予定地として6区画の住宅地に転用する案件です。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約**1.8km**の位置にある農地です。

農地区分は、概ね**10ha**以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。4月6日に丸山会長をはじめ、推進委員、事務局とで現地を確認しました。場所は、パチンコ司から西側に約**150m**のところ。住宅地

に近く、スーパー等も近くにあるためこの土地に計画されたとのこと。また、6軒の予定とのこと。給排水施設は、市の施設を利用するとのこと。雨水は、浸透枳を設置し、オーバーフロー分は、東側の水路に放流とのこと。また、工事中に何か問題が生じた場合は、責任をもって対処するとのこと。東原区長の同意書もとられております。何ら問題ないかと思われ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長)次に4番と5番は関連しておりますので、一括して説明をお願いします。

事務局)所有権移転の4番と5番です。14ページ、15ページです。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。4番の転用者は、個人で、畑500㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件です。5番の転用者は、個人で、畑72㎡の所有権を取得して、農業用道路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約5.4kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長)4番と5番につきまして、担当委員さんの意見をよろしくお願いいたします。

米村俊春委員)2番の米村です。4番の場所は、菊池農高グラウンドから約北西に約150mのところ。申請者は、アパートに住んでいたが、母と一緒に住むために家を建てるとのこと。周囲の同意もとってあります。また、5番は、奥の農地に行くための進入路として確保するための道路になります。何ら問題ないかと思われ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長)次に6番につきまして、説明をお願いします。

事務局)所有権移転の6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は、不動産業を営む法人で、田154㎡の所有権を取得して、貸し資材置場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市七城支所から北東に約1.6kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、現在の資材置場の面積が約7,000㎡ですので、不許可の例外の「既存の

施設の面積の2分の1を超えない拡張」に該当し、転用は可能です。
位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員) 13番の徳永です。場所は、蟹穴公民館から北に約150mのところ
です。譲受人は、隣接地に建設資材置場として利用しており、この土地も資材置場として利
用することです。雨水は、自然浸透で、地元行政区にも説明し、排水同意もとら
れております。何ら問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願
いいたします。

会 長) 次に7番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、
登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。転用者
は、不動産業を営む法人で、田1,080㎡の所有権を取得して、建売住宅3棟に転用す
る案件です。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北西に約
1.0kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第
2種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

森政喜委員) 18番の森です。譲渡人は、泗水の方です。譲受人は、玉名市の住宅会社
です。住宅3棟の建売住宅です。給排水施設は、市の施設を利用されます。雨水は、
浸透枿を設置されます。何ら問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願
いいたします。

会 長) 次に8番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、
登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。転用者
は、農業を営む個人で、畑992㎡を取得し、個人住宅に転用する案件です。

なお、転用面積が、許可の一般基準の面積であります概ね500㎡を超えていますが、
概要欄に記載のとおり、住宅用地として利用できない「進入路」と「急傾斜地」の面積
を除いた住宅用面積は、495㎡となりますので、転用面積は適正と認められます。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北に約**1.3km**の位置にある農地です。

農地区分は、概ね**10ha**未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。申請地は、泗水老人ホームから北に約300mのところ
です。給水は、井戸水とのことです。生活雑排水は、合併浄化槽とのことです。雨水
は、浸透枡を設置されます。何ら問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしく
お願いいたします。

会 長) 次に9番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の9番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、
登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。転用者
は、建設業を営む個人で、畑**3,575**㎡を取得し、資材置場に転用する案件です。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約
2.2kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね**10ha**以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地
になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し転用は可能
です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。申請地は、国道387号線沿いの富の原のパチンコ店
から西に約200mのところ
です。給水排水は、資材置き場のため予定なし。周りには、
住宅と畑があり、資材置き場としては、適しているかと思ひます。雨水は、地下浸透
で砂利を敷くとのことです。何ら問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしく
お願いいたします。

会 長) 次に賃貸借権設定の1番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 賃貸借権設定の1番です。議案書は17ページです。貸付人、借受人、土地の所
在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書
記載のとおりです。転用者は、自動車販売業を営む法人で、田1筆の**0.45**㎡を営農型

太陽光発電設備に転用する案件です。

先程の3条許可申請で、ご説明しましたとおり、パネル下の農地には食用や民間薬である明日葉（あしたば）を栽培することになっております。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北西に約**1.7km**の位置にある農地です。

農地区分は、概ね**10ha**以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、不許可の例外の「一時転用」に該当し、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡 忠委員) 15番の松岡です。こちらは、先ほど農地法3条でもお話ししましたとおり、営農型太陽光発電施設になります。パネルを196枚設置されます。下の農地には、アシタバを栽培されます。現在は、梅の木が植えてありますので、それを伐採してからになります。また、何か問題等があった場合は、責任をもって対応しますとのこと。何ら問題ないかと思われ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の1番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 使用貸借権設定の1番です。議案書は18ページです。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は、個人で、父親の畑**496㎡**を使用貸借して、個人住宅に転用する案件です。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所から南西に約**2.3km**の位置にある農地です。

農地区分は、概ね**10ha**以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

青木孝博委員) 17番の青木です。4月6日に丸山会長、推進委員、事務局とで現地を確認しました。貸付人と、借受人は、親子関係になります。借受人は、近くのアパートに住んでいらっしゃいます。この度、家を建てたいということで、実家の近くに申請がありました。その土地は、親が所有し、実家から約100mのところになります。生

活雑排水は、合併浄化槽を設置されます。何ら問題ないかと思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長) 農地法第 5 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山悦子委員) 8 番の高山です。14 ページの 2 番の案件と 17 ページの 2 番の案件の件ですが、14 ページは、個人が土地を買収しての貸しホテルに、17 ページは、業者の方が賃貸借でビジネスホテルとなっていますが、同一案件ですか。また、トレーラーホテルとは、どのようなものか、説明願ひます。

事務局) 所有権移転の 2 番は、個人が所有権を取得してホテル用地を整備し、17 ページ 2 番の業者に貸し付ける形になります。トレーラーハウスとは、コンテナハウスのことです。コンテナ 1 台がビジネスホテルになります。コンテナを 1 台、1 台、設置する形になります。客室は、33 基になります。1 基、1 基にベッドがあり、トイレ等も付いています。菊池市では、初めてです。

高山悦子委員) 8 番の高山です。15 ページの 9 番で、資材置き場ですが、譲受人は、何をされている方ですか。

事務局) 通信関連の自営業をされている方です。リースしている重機等が遠方なため、今回の申請になったとのこと。また、資材置き場がなかったため、今回資材置き場も確保したいとのこと。

会 長) 他に質問等ありませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第 5 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第 5 号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。19 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、

別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものであります。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして、説明しますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 20ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定13件、使用貸借権設定1件、中間事業による賃借権設定が29件、所有権移転が1件となっています。それでは所有権移転の各筆明細の説明に入ります。22ページをご覧ください。1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、私の担当ですので、意見を述べたいと思います。6番の丸山です。所有権を移転する方は、現在、東京にお住まいで、所有権の移転を受ける方がこの農地の管理をされておりました。所有権を移転する方が、所有権を移転したいということで、相互合意による所有権移転です。所有権の移転を受ける方は、水稻、ゴボウでがんばっていらっしゃる方です。4月6日に推進委員と現地を確認しましたが、この農地は、区画整理をしてなくて道下で変形な形であるため、ゴボウの作付けが出来なくて、水稻の作付をするとのことでした。何ら問題ないかと思われそうです。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

会 長) 今回の計画は、只今説明がありました所有権移転1件のほか賃借権設定32件、使用貸借権設定1件です。しばらく時間をとりますので、ご確認いただきたいと思っております。

(各委員議案の内容確認)

会 長) それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

会 長) 次に、議案第 6 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第 6 号非農地証明願について ご説明させていただきます。37 ページをご覧ください。非農地証明願が提出されましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただき、『非農地証明書』を交付するものでございます。今回の案件は、1 件となっております。開けていただいて 38 ページをご覧ください。『非農地証明願』です。願出人の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては、記載のとおりです。位置図につきましては、39 ページをご覧ください。当該地は、竹林化しておりまして、農地として復元することが困難であることから、非農地とすることはや無得ないものと思われ、所有者の願出により非農地と証明するものです。なお、4月5日に担当の古庄委員と推進委員、事務局で現地調査を行なっております。ご審議の程 よろしくお願いいたします。

会 長) 非農地証明願について、事務局からの説明が終わりましたがこの件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、交付することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、交付することに決定いたします。次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 40 ページをお開きください。報告案件は、「土地改良届出について」、「合意解約について」の 2 件となっております。先ず、「土地改良届出」でございます。41 ページをご覧ください。今回は、現在の耕作土は小石等で状態が悪いため、盛土することによるものです。詳細に

つきましては、41 ページから 43 ページに記載のとおりでございます。

次に「合意解約」でございます。44 ページをお開きください。

今回、農地法第 18 条の規程による合意解約通知が 20 件あっており、詳細につきましては、44 ページから 49 ページに記載のとおりでございます。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) 只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けいたします。

米村俊春委員) 2 番の米村です。花房の上古閑地区に営農型の太陽光発電施設がありますが、先般 3 月に現地を見に行きました。ここは、非常に水が多いところなので、盛土してアシタバが植えてありました。以上、報告しておきます。

会 長) ここを車窓から見たときに、植えてあるアシタバが少ないように見えたのですが、残地が多く残っているように見えたのですが、8 割以上の収穫をどのように捉えたらいいのでしょうか。

事務局) パネル下には、影でも育つような作物を植えますが、現地を確認したいと思います。

会 長) 現地確認し、来月の総会時でもいいですので、報告をお願いします。

会 長) 他に何かありませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。これをもちまして「令和 4 年第 4 回 菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

印

菊池市農業委員会 委員

印

菊池市農業委員会 委員

印